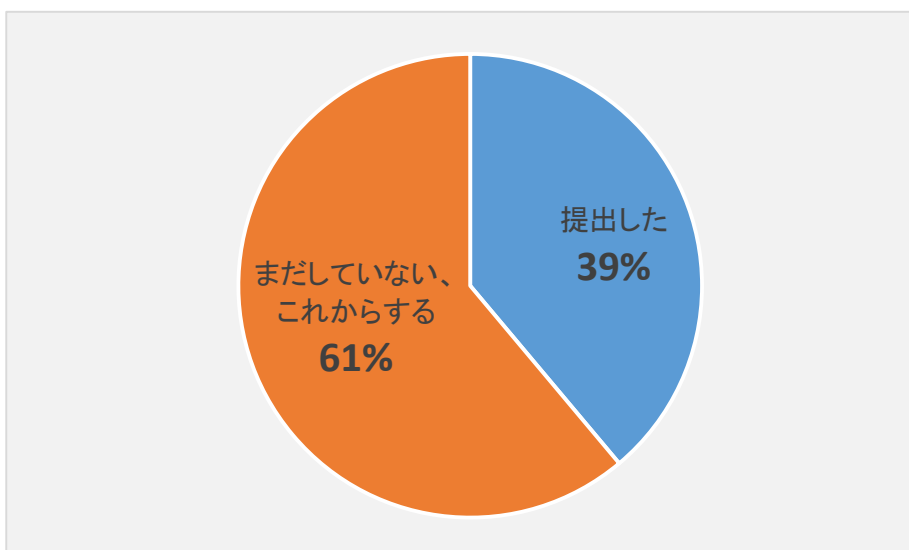


【Question】

「「歯科医師届出票」の提出はお済みですか？」

A. 1.提出した 2.まだしていない、これからする



提出をまだされていない先生が多い結果となりました。

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

※今期の受付は2019年1月15日で終了いたしました。

メルマガでご紹介した「届出のお願いのリーフレット（厚生労働省）」はこちらからもご覧いただけます↓↓↓

「届出のお願いのリーフレット（厚生労働省）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000412895.pdf>

来月のミニアンケートもお楽しみに！